



2018 年度 積水化学グループ 英国現代奴隷法に関する声明

以下の声明は、2019 年 3 月 31 日の決算日に対応した 2018 年度の報告である。
加えて、2019 年度以降の取り組み予定を記載したものである。

1. この声明について

積水化学工業株式会社(以下、当社という)は、英国で施行された 2015 年英国現代奴隷法(以下、奴隷法という)第 54 条第 1 項に基づき、当社を親会社とする企業集団である積水化学グループが、自らおよびそのサプライチェーンにおいて奴隷労働その他の隷属状態の下での労働ならびに人身取引が発生しないことを確保するために実施している取り組みを、本声明により開示する。

当社は、自らの事業およびサプライチェーンにおける、奴隷労働および人身取引に対して全面的に反対の意思を堅持していることを表明する。本声明では、奴隷労働や人身取引について、奴隷法上の定義および概念に従う。

2. 事業概要と組織

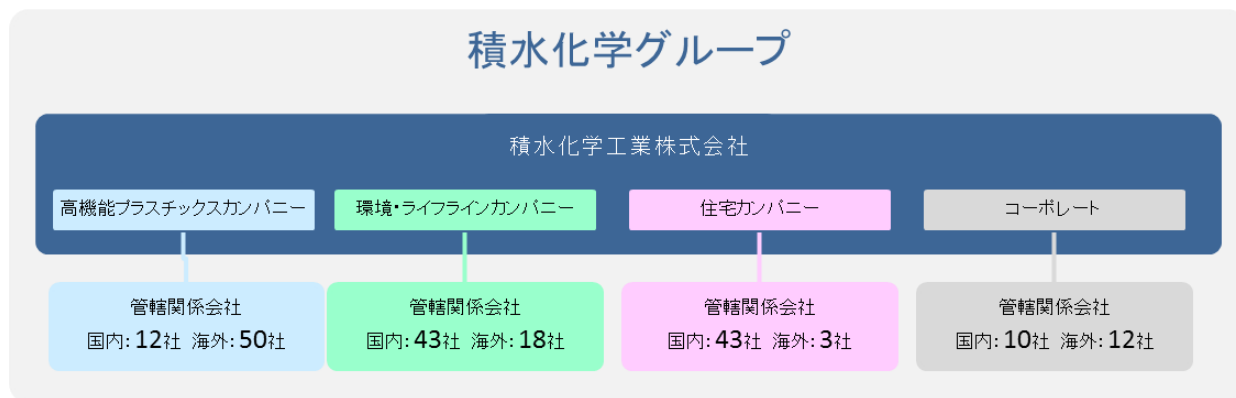
積水化学グループは 1947 年の創業以来、際立つ技術と品質によって「住・社会のインフラ創造」と「ケミカルソリューション」のフロンティアを開拓し続け、ひとの暮らしと社会基盤に豊かさを提供している。2001 年からはカンパニー制を採用し、3つのカンパニーとコーポレートが事業を展開している。

積水化学グループの製品は世界中で販売されている。日本に本社を置き、21 の国や地域で、グループ会社 190 社を有し、従業員数 26,486 名、連結売上高 1兆 1427 億円の民間企業である。

● カンパニーと主要事業

- ・ 住宅カンパニー
主要事業:住宅、リフォーム、不動産、住生活サービス
- ・ 環境ライフラインカンパニー
主要事業:配管・インフラ、建築・住環境、機能材料
- ・ 高機能プラスチックカンパニー
主要事業:エレクトロニクス、車両・輸送、住インフラ材
- ・ コーポレート
管轄事業:メディカル等

積水化学グループ



- 英国における事業の概要

英国では、SEKISUI DIAGNOSTICS (UK) LIMITED など、積水化学グループのグループ会社が事業を行っている。

事業内容: 検査薬、原料(酵素)の開発、製造、販売

および発泡ポリオレフィン、フォームの販売など

3. サプライチェーンの概要

調達については、世界各地域のサプライヤーから原材料を調達している。5つの基本的な考え方(オープン、公平・公正、法令遵守、相互信頼、環境配慮)をもとに、[調達基本方針](#)を策定し、運用している。

さらに、1次サプライヤーに対しては、「取引先へのお願い」として4つの重点項目(品質・環境・社会・安全衛生)を具体的に示し、協力を要請している。その中には、「奴隷法上の定義および概念に従う項目」も含まれている。

更に、社会的な調達リスクが判明している原材料については、個別の対応を要請している

- プラスチック材料

プラスチック原料は、樹脂メーカー約 150 社について確認している。そのカバー率は約 75%(購入重量(Purchase Qty)トンベース)である。

- 木材

合法的に伐採された木材を使用している。取引先の協力のもと、木材原料の伐採地域、樹種、数量など商流調査し、トレーサビリティを確保している。

- 紛争鉱物

非人道的行為に関わる紛争鉱物(金、タンタル、タングステン、錫(3TG))の排除に努めている。

- 「紛争鉱物調査ガイドライン」の運用を実施

[CSR レポートにおける該当項目:コンプライアンス・人権尊重>紛争鉱物問題への対応\(「紛争鉱物調査ガイドライン」の運用を実施\)](#)

■ 「木材調達調査ガイドライン」の運用を開始

[CSR レポートにおける該当項目:コンプライアンス・人権尊重>木材調達への対応\(「木材調達調査ガイドライン」の運用を開始\)](#)

4. 奴隷労働および人身取引の防止に関連する方針

積水化学グループは、自らの事業およびサプライチェーンにおいて、いかなる奴隷状態や人身取引もないことを確保するよう、2019年5月に新たに国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「積水化学グループ人権方針」を策定した。本方針は当社の取締役会承認を得ており、代表取締役社長により署名されている。今後は、積水化学グループの全社員およびビジネスパートナー(取引関係者)に対して周知・徹底を図っていく。

[積水化学グループ「人権方針」](#)

また、積水化学グループは、2009年3月に国連グローバル・コンパクトに署名し、全グループ会社とともにその原則を支持している。

5. デュー・デリジェンスのプロセス

当社は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において詳述される手順に従い、以下の人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築していき、これに従って取組みを進める。



Commit コミットメント

方針による人権へのコミットメントの表明とコミュニケーション

- 積水化学グループ人権方針の策定
- 積水化学グループ各種関連方針への人権項目の導入
- 方針に関する社内外とのコミュニケーション(教育や研修を含む)



Assess 評価する

事業およびサプライチェーン上の人権リスクの評価

- 人権リスクアセスメント(潜在的および実際上の人権リスクの特定)
- 人権インパクトアセスメント(特定した人権リスクの影響度の分析・評価)



Act 行動する

優先度の高いリスクを低減すべく、評価の結果に基づき行動する

- 課題に応じたプログラムの構築とレビュー
- 人権に関する教育・研修
- 苦情処理メカニズムの検討



Report 報告する

人権に関する取組について、定期的に情報を開示する

- 人権に関する活動報告
- 英国現代奴隷法に基づく開示(奴隷労働および人身取引に関する声明)

6. 人権リスクアセスメントの実施

当社では2018年度に、積水化学グループの主要事業における人権リスクの影響度評価を実施。「住宅」「自動車部品」「産業別機械および製品」「製薬」という4つの主要事業において、Verisk Maplecroft社の社会および環境リスクデータを用い、人権に関する潜在的

リスクの分析をおこなった。着目した人権課題は、奴隷法で定める現代奴隷(①奴隷・隷属・強制労働②人身取引③搾取(性的搾取、臓器提供の強制等))を含む、10 の主要人権課題である。

[CSR レポートにおける該当項目:コンプライアンス・人権尊重>グループ内の人権リスクの特定](#)

- 社内関係者へのヒアリング
2019年2月からは、第三者(経済人コーポラ卓会議日本委員会)による社内関係者へのヒアリング(潜在的リスクが高いと提起された国および人権課題について)を実施し、アセスメント結果と実際の当社事業との間にギャップが生じていないかどうかを検証した。
 - ・ 対象:タイ・中国・インドのグループ会社駐在経験者および社内関連部署勤務者
 - ・ ヒアリング回数、対象人数: 9回、13名
 - ・ 実施期間、開催地:2019年2月-3月、東京

- ヒアリングの結果(抜粋)
 - ・ 海外生産会社における安全への意識が高く、安全活動が定着している。しかしながら、それらの活動は、人権マネジメントとして意識されたものではない。
 - ・ ヒアリング対象のグループ会社においては移住労働者、外国人、女性への差別はみられない。
 - ・ サプライチェーン対応として、コーポレート主導のCSR調達アンケートの実施がみられるものの、現場レベルでは、人権の観点からのサプライヤーチェックは行われていない。
 - ・ 海外生産会社の中には派遣労働者(期間工)を多数使用する工場がある。

7. 適切なパフォーマンス指標による測定

- [CSR 調達アンケート](#)
2007年より調達方針に基づき、既存の取引先に関しては3年に1度実施。日本国内での新規の取引先選定において必ず人権配慮、環境保全や社会的責任に関する取り組み状況をアンケートにて確認している。(コーポレート購買部門が主導)
2015年度以降、海外にも拡大した。
実績 508社(2015年 北米 58社、2016-17年 日本 350社、2017-18年 中国、アジア 100社)
2019年度:欧州と、前回調査から3年以上経過した日本の取引先を調査予定

- 原材料(木材、紙、紛争鉱物)に関するアンケート
 - ・ 木材調達調査:
 - 対象年度(最新): 2018年度(住宅カンパニーが主導)
 - 調査対象: 主要構造材、準構造材、非構造材・造作、キッチン、洗面化粧台、内

装化粧仕上げ材

- 購入量 (m3): 約 162,000m3
- 結果: 認証 62.5%、合法証明 11.9 %、再生木材 25.7 %

紛争鉱物調査:

- 調査年度: 2018 年度(各カンパニーの品質管理部が主導)
- 調査対象: 国内の環境・ライフラインカンパニー、高機能プラスチックカンパニーおよびそのグループ会社 569 件
- 回答率: 100%
- 結果: 3TG 不使用が 484 件、DRC 諸国以外の原産が 83 件、DRC 諸国原産が 0 件、製錬所不明などが 2 件である。

紙調達調査:

- 開始年: 2018 年度(2019 年度も継続実施)
- 会社数: 7 社
- 結果: 認証材または合法木材を 100% 使用している

● サプライヤーホットラインの設置

積水化学グループでは、2002 年に社内通報制度「S・C・A・N(セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク)」を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用している。2015 年度からは積水化学グループ各社と業務上の取引をしている日本国内の取引先の役員・従業員まで対象を拡大した。

[CSR レポートにおける該当項目:コンプライアンス・人権尊重>外部からの通報への対応](#)

8. 奴隷と人身取引に関する教育状況

● 「購入先に対する CSR 状況調査ガイドライン」(グループ内規定)の策定

2017 年 4 月に、各カンパニーの原材料の調達部署を対象とした「購入先に対する CSR 状況調査ガイドライン」(グループ内規定)を策定し、運用を開始。

ガイドライン導入の際には各グループ会社購買担当者に対して通達、内容の周知を行い、サプライチェーンを含む人権に対する理解と認識の強化に努めている。

● 国内グループ会社への人権研修

- 2018 年度は、国内グループ会社を対象に人権研修を実施し、168 名が参加。
ただし、内容は一般的なコンプライアンスに関する人権教育である。
- また、入社・昇進に実施される CSR 研修では、強制労働、児童労働、ハラスメントなど

人権に関わる問題について意識を高める内容を取り入れている。2018 年度は新入社員/昇進者 435 名に対して実施した。

[CSRレポートにおける該当項目:コンプライアンス・人権尊重>従業員に対する取り組み\(人権に関連する研修・教育の実施\)](#)

9. 今後の取り組み予定

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の視点に基づき、自らの事業およびサプライチェーンを通じて人権侵害を生じさせない・加担しないように努める。具体的には、

● 人権インパクトアセスメントの実施

本年度(2018 年)実施した、潜在的な人権リスクアセスメントから得られた仮説をもとに、ヒアリングやステークホルダーとのエンゲージメントを通じた、顕在的人権インパクトアセスメントを実施する。その上で、積水化学グループとして優先的に取り組む人権テーマを選定し、特定された人権課題に対するアクションプランを検討・実施していく。

● 奴隷と人身取引に関する教育

2014 年度より、すべての従業員がコンプライアンス意識・行動を振返る機会として毎年 10 月を「コンプライアンス特別強化月間」と定め、2018 年度は、品質偽装、労務管理、情報管理など3つのテーマで研修を実施した。今後は、新たに制定した人権方針に基づき、「ビジネスと人権」に関する教育にも力を入れていく。

● 苦情処理メカニズムの構築

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において詳述される苦情処理メカニズムの要件を充足するために、現在運用されている S・C・A・N(セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク)を拡充していくことを検討する。

本ステートメントは、当社の取締役会によって承認を得ており、代表取締役 高下貞二によって署名されている。

2019 年9月 10 日

積水化学工業株式会社
代表取締役社長

高下貞二